

衆議院法制局障害者活躍推進計画

令和 2 年 4 月 1 日

衆議院法制局長

第 1 総論

1. 衆議院法制局における障害者雇用に関する課題

衆議院法制局においては、法定雇用障害者数を達成している状態を継続しているが、障害者である職員一人一人が、障害の種類や程度等の状況に応じて、その有する能力を一層有効に発揮できるよう、更なる体制整備や各種取組の実施が必要である。

2. 計画期間

令和 2 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 3 1 日（5 年間）

3. 計画の公表

計画を作成又は変更した場合は、衆議院法制局ホームページにおいて公表する。

4. 実施状況の点検・公表

各年度における取組の実施状況については、点検を行い、必要に応じて計画の見直しを行うとともに、年 1 回以上、衆議院法制局ホームページにおいて公表する。

第 2 取組内容

1. 障害者の活躍を推進する体制整備

(1) 障害者雇用推進者の選任

障害者雇用推進者は、法制企画調整部長をもって充てる(令和元年 10 月 1 日選任済)。障害者雇用推進者は、本計画に基づく取組の着実な推進に努める。

(2) 相談窓口の設置

現状では、障害者職業生活相談員の選任義務の対象となっていないが、障害者である職員の相談窓口を法制企画調整部総務課に置き、職員からの相談に対応する。

2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

身体障害等により、従来の業務遂行が困難となった職員から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。

3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

(1) 職務環境

障害者である職員に対する必要な配慮等については、相談窓口、職場の同僚・上司等を通じて把握することとし、その結果を踏まえた検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。

なお、措置を講じるに当たっては、当該職員からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。

(2) 募集・採用

令和元年6月1日時点の雇用障害者数は2名であり、法定雇用障害者数の2名以上を達成している状況であるが、今後5年間の計画期間においては、この状況を維持しつつ、可能な限り、雇用障害者数を増加させることを目標とする。

(達成時期) 令和6年6月1日

(評価方法) 毎年の障害者任免状況通報により、把握・進捗管理する。

また、募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。

- ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。
- ・自力で通勤できることといった条件を設定する。
- ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
- ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
- ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。

(3) 働き方

各種休暇、フレックスタイム制等の勤務時間に関する制度やテレワーク勤務の利用を促進する。

4. その他の取組

衆議院法制局では、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(平成24年法律第50号)に基づく障害者就労施設を対象とした調達を行ってきたが、これまでの実績に限られることなく、調達内容や調達先施設を拡げることを通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。